

# 回覧

鬼町発第 815 号  
令和 7 年 11 月 10 日  
鬼北町長 兵頭誠亀

## 太陽光発電設備の償却資産（固定資産税）申告について

**発電出力 10kW 以上の太陽光発電設備は機械及び装置として償却資産に該当し、毎年固定資産税の償却資産申告が必要です。**

鬼北町内で償却資産に該当する太陽光発電設備を所有されている方は、毎年 1 月 1 日現在の設備に関する必要事項を、鬼北町へ申告する必要があります。住宅に設置している場合でも 10kW 以上の設備の場合は事業用の設備となります。

### 1. 償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備

設置者	発電出力 10kW 以上 (余剰売電・全量売電)	発電出力 10kW 未満 (余剰売電)
個人（住宅用）	申告が必要（課税対象）	申告不要
個人（事業用）、法人	申告が必要（課税対象）	

### 2. 太陽光発電設備の評価区分について

太陽光パネル設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 表示ユニット	パワーコンディショナー 電力量計等		
家屋に一体の建材 (屋根材等) として設置	家屋として課税		償却資産			
架台に乗せて屋根、 地上等に設置	償却資産					
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を満たしていない構築物等) に設置	償却資産					

申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

【裏面もご覧下さい。】

問い合わせ先  
鬼北町役場 町民生活課 資産評価係  
☎0895-45-1111 (内線 2124, 2125)

## Q 1 償却資産とは？

個人または法人で、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械、車両、運搬具、工具、備品等）のことです。

太陽光発電設備は機械及び装置に該当します。

## Q 2 税額の計算方法は？

償却資産の取得価格と耐用年数をもとに、課税のもとになる課税標準額を算出します。

償却資産は時間の経過とともに価値が減少（減価）しますので、課税標準額は毎年下がります。同一市町村内にある償却資産すべての課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。

## Q 3 申告は必ずしなければならない？

表面の表で申告対象となる資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を、鬼北町に1月末日までに申告していただく必要があります。課税標準額の合計が150万円未満の方や、資産状況に変更がない方も毎年申告をお願いします。

**太陽光発電による売電収入がある場合は確定申告  
または町・県民税の申告が必要になる場合があります。**

### ●売電所得の計算方法

$$\text{売電所得} = \text{売電収入} - \text{必要経費}$$

売電収入：太陽光発電設備で発電した電力を電力会社に売却して得た収入

（1月から12月に支払われた金額の合計）

必要経費：売電収入を得るためにかかった経費

（減価償却費、租税公課、利子割引料、修繕費など）

### ●税の申告が必要な方

売電所得が黒字になる場合、税の申告が必要です。

売電収入が赤字となる場合は申告不要ですが、他に雑所得がある場合、申告をしたほうが有利な場合があります。

住民税に関する問い合わせ先

鬼北町役場 町民生活課 課税管理係

☎45-1111（内線 2122, 2123）